

古河市景観計画

平成 26 年 3 月

古河市

はじめに

「人・歴史・自然が共有するふるさと古河の景観舞台づくり」をめざして

わたしたちの街、古河市は、関東平野のほぼ中央に位置し、歴史の舞台でも関東地方の中心的役割を担い発展してきました。

合併から10年の節目を目前にした今、本市の発展に向けてメリハリのある行政を進めるとともに、市の歴史・文化を生かした商業、活力のある工業、実り豊かな農業、という基盤をもとに、行政の基本である「市民が主役のまちづくり」を体現したいと考えております。



本市は、旧城下町の風情を残す当時の町割りや数多くの神社仏閣など歴史景観、台地部の豊かな平地林や低地部の河川・田園に代表される自然景観、近年開発された住宅地や工業地など新たな都市景観など長い年月を重ねた暮らしの中で培われた多彩な景観を有しています。

近年、人々の関心はこれまでの物質主義から心の豊かさや生活における質を求める時代へと推移しており、より良好な景観を保全、創造することが今まで以上に求められているところです。

このようなことから、市民が誇りを持てる良好な景観を後世に継承するため、本市では平成23年1月に景観行政団体となり、景観法に基づく「古河市景観計画」を策定しました。

景観が豊かになることで、地域の魅力や価値がさらに高まり、私たちの生活の舞台としてふさわしい景観づくりが実を結ぶよう、本計画の実践を着実に積み重ねてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご提案、ご提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、関係者各位に心よりお礼申し上げます。

平成26年3月

古河市長 菅谷 憲一郎

目次

第1章 景観計画区域	
1-1 景観計画区域	1
第2章 良好な景観の形成に関する方針	
2-1 市全域（重点地区及び重点路線を除く）の良好な景観の形成に関する方針	3
2-2 地区別の良好な景観の形成に関する方針	6
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
3-1 基本的な考え方	13
3-2 届出対象行為	13
3-3 行為の制限（景観形成基準）	14
第4章 景観形成重点地区等	
4-1 景観形成重点地区、景観形成重点路線及び候補地区	17
4-2 重点地区及び重点路線の良好な景観の形成に関する方針	21
4-3 重点地区における行為の制限（景観形成基準）	22
4-4 重点路線における行為の制限（景観形成基準）	30
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
5-1 景観重要建造物（建築物、工作物）	35
5-2 景観重要樹木	37
第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	
6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項	39
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項	
7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針	41
第8章 良好な景観舞台づくりに向けて	
8-1 良好な景観舞台づくりに向けた基本的な考え方	43
8-2 市民、事業者、市の責務の明確化と連携による景観形成	44
8-3 積極的な情報発信	45
8-4 景観まちづくりを推進する体制の構築	46
8-5 公共施設整備における先導的な景観形成の推進	47
8-6 既存の景観資源や各種法制度等を活用した良好な生活の舞台づくり	48
8-7 広域景観行政の推進	50
資料編	
参考資料	51

第1章 景観計画区域

古河市景観計画

1-1 景観計画区域

1-1 景観計画区域

近年、「生活の質」「人生の質」に対する要求などの社会背景を受けて、人々の景観に対する関心の高まりが見られます。私たちが景観を“美しい”と感じるとき、単に一つの山や川、あるいは建物だけを見てそう感じているのではなく、山や川、建物とそれらを取り巻く周囲の状況を併せて見て、全体の風景としてその見事さを美しいと感じていると思われま

す。古河市の豊かな田園地帯、広大な水辺に囲まれた歴史ある地域性を生かして、この地に暮らす人々がいきいきと暮らす「ふるさと」をつくり上げていくために、何を守り、何を育み、将来どんなふるさとなれば良いかをみんなで考えていく必要があります。

そのためには、道路や公園などの公共施設をはじめ、一般の住宅、事業活動が営まれている商業施設や工場、農地や樹林地等の自然環境など、様々な景観要素によって形づくられている古河の良好なふるさと景観を守り、生かし、創る、景観づくりに向けての一步を踏み出すことが重要です。

良好な景観づくりを、息の長い着実な努力の積み重ねにより、市民・事業者・行政が協働の理念のもとに進めていくには、その基本的な方針を定める必要があります。この方針に沿って、地域の魅力や価値を高め、永続的な地域資産としての景観をつくり上げ、「人生の舞台を、できるだけ美しく、素晴らしいものにしていく」ことが重要であると考え、**古河市全域**を景観法第8条第2項に基づく景観計画区域とし、景観形成を進めます。

◆図一 景観計画区域



第2章 良好な景観の形成に関する方針

古河市景観計画

2-1 市全域（重点地区及び重点路線を除く）の良好な景観の形成に関する方針

2-2 地区別の良好な景観の形成に関する方針

第2章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

2-1 市全域（重点地区及び重点路線を除く）の良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観づくりの基本的考え方

本市の景観は、悠久の時を経て刻まれた台地と低地の地形的構造をもとに、台地部の緑豊かな平地林や低地部の河川及び田園などの自然景観、古河特有の景観として多くの市民が認知する有形・無形の歴史・文化景観、住宅地や工業地、沿道など都市の発展とともに変化し多様化する都市景観、及び市民の心に深く刻まれているふるさとを想起させる心象景観で構成されています。

これらの景観を市民が誇りを持ってふるさとの財産として後世に継承し、かつ、市民がいきいきと暮らす人生の舞台としてふさわしい景観づくりを行えるよう、市民、事業者及び古河市の協働により、その一体的な保全、創出及び共存を図るものとします。

《基本的考え方》

- ① 大地、生活、心に刻まれた原風景を守り生かし、ふるさと古河の景観づくりを進めます。
- ② 歴史・文化、都市が融合した風格と魅力を創造し、古河らしい景観づくりを進めます。
- ③ 地区の個性を大切に、地区に根ざした景観づくりを進めます。
- ④ 市民・事業者・行政が協働し、生活の舞台となる景観づくりを進めます。

(2) 良好な景観の形成に関する方針

《テーマ》

『人・歴史・自然の共演 ふるさと古河の景観舞台づくり』

《方 針》

① 「ふるさと古河」の原風景の保全・活用

■ 眺望景観の保全

渡良瀬川や利根川河川堤から眺める筑波山や富士山、日光連山等、山々への眺望や渡良瀬遊水地への眺望、あるいは河川沿いから眺める落日、野鳥などの生物と織りなす雄大な風景、水田や平地林が広がる開放的な田園風景への眺望など、古河を代表する原風景を後世に継承するため、視点場周辺の適切な景観誘導を図ります。

■ 水辺の景観、緑の景観の保全・活用

農地等と一体となった良好な田園景観を形成する向堀川や宮戸川、西仁連川などの河川を中心とした水辺景観を保全するとともに、身近な親水空間としての活用を図ります。

また、都市の発展とともに減少しつつある平地林等の緑は、のびやかに広がる田園景観を構成する重要な要素であり、さらに、環境機能的にも重要であることから、まとまりや連続性の確保、適切な維持管理及び有効な活用方策等の導入により、その保全・活用を図ります。

② 古河らしい「風格」と「魅力」ある景観の保全・創出

■ 歴史・文化景観の保全・創出

旧城下町や街道筋に集積し、各地区に点在する本市の風格を成す寺社などの歴史・文化資源を保全し後世に継承するとともに、歴史・文化資源を核とした修景整備や資源間の回遊ネットワーク化、あるいは歴史・文化的背景や景観に配慮した建築行為等に対する適切な景観誘導により、新旧が融合した新たな歴史・文化景観の創出を図ります。

■ 都市景観の魅力と質の向上

中心的市街地では、歴史・文化資源や都市施設等の既存の景観ストックを活用したにぎわい再生に寄与する街なかの景観整備や、住宅地、商業地、工業地などにおける周辺の景観との調和による気品に満ちた都市景観の創出など、市民の誇りとなり、来訪者にアピールできる都市景観の魅力向上を図ります。

その他の市街地では、地区計画制度等を活用しながら、周辺の自然、歴史・文化景観等と調和する、潤いと落ち着きのある良質な暮らしの場としての景観形成を図ります。

■ 骨格的な景観拠点・軸における象徴的景観形成

十間通りをはじめとする主要な幹線道路における沿道地区の特性に応じた象徴的な沿道景観の形成、公共施設における先導的役割を踏まえた象徴的な古河らしい景観形成、工業地における環境と共生した操業環境と景観の形成、古河名崎工業団地における緑に包まれた新たな産業地としての景観形成、新4号国道沿道における周辺の平地林や農地等の豊かな自然景観の形成及び主要な河川周辺における自然に包まれた本市の都市環境を象徴する景観形成を図ります。

③ 地区の個性を生かした景観形成

■ 景域で捉える景観形成

景観は個々の要素が重層的かつ空間的な広がりを持って構成されることや、日常的な生活圏などにも大きく影響されることから、一定の景観ゾーンとしての「景域」をもとに、地区の個性を最大限生かしながら、地区住民等が共有できる景観形成を図ります。

■ 地区に根ざした景観形成

地区の歴史、いわれなどと深い関わりのある寺社や街角にたたずむ道標などの歴史・文化景観をはじめ、趣ある集落地の景観、地区のシンボルとなる大樹や並木に代表される緑の景観など、地区住民が生活の中で守り継承してきた景観資源を大切に、地区に根ざした景観形成を図ります。

■ 地区の特性に応じた景観誘導

地区の大切な景観資源等の保全と活用を図るため、地区住民等が共有する景観形成の方向性を踏まえ、地区にとって重要視すべき景観的配慮事項をまとめた「景観づくりの指針」等を作成するとともに、適切に運用し、景域の特性に応じた適切な景観誘導を図ります。

④ 「協働」で取り組む景観づくりの推進

■ 身近な景観づくりへの取り組み

市民が、ふるさと古河の有する良好な景観を今まで以上に再認識し、自宅及びその周辺や地区の中での景観づくりに主体的に取り組めるよう、景観資源の発掘・PRや景観に係る各種市民参画の場の提供と参加促進及び各種取り組みに対する支援策の導入などを図ります。

■ 古河らしい景観形成への寄与

事業者が、土地の利用や建築行為等の事業活動に関し、古河らしい景観形成に寄与できるよう、市民や地区住民が描く景観像を提示しながら、景観に係る各種施策への協力、各種法令及び条例の遵守徹底を図ります。

■ 総合的かつ具体的取り組み

市は、景観形成に関する基本的考え方や「古河市景観計画」に基づき景観形成に関する施策を総合的に展開します。

また、市民や事業者、関係機関等に対し、古河市の景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じ、協働体制のもと効率的・効果的に景観形成に関する施策の実施を図ります。

2-2 地区別の良好な景観の形成に関する方針

古河市景観条例に基づき、※「景観づくりの指針」における10地区の景観特性及び景観方針を地区別の景観の形成に関する方針として定めます。

景観計画区域として10地区の区分はなされていませんが、建築等の行為を行う場所に応じて、地区別の良好な景観の形成に関する方針に則した景観形成を目指します。

※景観法に基づく「古河市景観計画」を補完するものとして、古河市の景観づくりに対する基本的姿勢を示したものです。各地区において、事前協議の届出制度における建築主等との協議の際、ガイドラインとしての役割を持つ。

■ 古河旧城下町地区

《景観づくりのテーマ》

今と昔が調和しながら、ゆったり豊かに暮らす、
風格と魅力あるまくらがの里「古河」の景観を守り創造する。

当地区の特徴は、歴史・文化に育まれた風格ある景観を有しているということです。また、渡良瀬川一帯の自然景観は、景観づくりを進める上で重要な景観要素と言えます。

一方では、古河駅西口や主要な幹線道路沿道に代表される都市景観をあわせ持っていることも大きな特徴となっています。

古河の歴史・文化を生かした風格ある景観を守るとともに、魅力ある都市景観の創造に努め、内外に対し誇りを持てる景観づくりを進めていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：まくらがの古河の歴史・文化、眺望を守り、創る

方針2：地域に密着した活動を通じたにぎわい再生に寄与する景観を創る

方針3：調和と魅力ある都市景観を創る

■ 古河総合公園・中田宿地区

《景観づくりのテーマ》

古河らしい郷愁を誘うふるさとの景観を代々守りながら、
歴史と近代が共存する新たな景観を創造する。

当地区の特徴は、多くの市民が共有する古河らしい景観要素としての古河総合公園や渡良瀬川からのすばらしい眺望景観という、古河市民の心象景観を有しているということです。

また、渡良瀬川や中田宿の面影を残す日光街道、国道4号などの景観軸、渡良瀬川や利根川一帯の自然景観や街道筋の歴史・文化景観、さらには骨格的道路沿道を中心とした都市景観など、景観づくりを進める上でかかわりの深い景観要素と言えます。

このような拠点的な景観資源をさらに生かすとともに、河川軸、街道・道路軸を意識しながら、地区の個性を大切に、かつ市民をはじめ古河市への来訪者に対し、ふるさとも感じさせる景観づくりを進めていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：古河総合公園や大堤地区等原風景となる景観拠点を守り生かす

方針2：渡良瀬川や日光街道などの景観軸を、その特性に応じ整える

方針3：生活の場としての良好な市街地景観を守り創る

■ 古河駅東十間通り地区

《景観づくりのテーマ》

古河駅東口、十間通りの象徴的な景観づくりとともに、
地区の大切な景観を地区で守り育む。

当地区を東西に貫く十間通りは、古河駅東口から伸びる本市の発展軸であり、それにふさわしい象徴的な沿道景観を形成していくことが望まれます。

また、神社仏閣や祭礼など地区の人々に大切に守られている貴重な歴史・文化資源については、今後も地区を特徴づける景観資源として保全し継承していくことが大切です。

一方、既存住宅地における景観の維持・確保や、新たに形成される市街地の景観形成、工業系市街地等の景観的配慮など、身近な生活環境に密着する課題的要素も多く、地区との関係を強く持ちながら、地区住民が積極的に関わられる景観づくりを進めることが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：古河駅東口及び十間通りの象徴的な景観を創る

方針2：地区の特性に応じた適切な市街地景観を創る

方針3：地域に根ざした固有の景観資源を守り生かす

■ 旧大山・釈迦沼地区

《景観づくりのテーマ》

水と闘い、ともに生き、つくり上げた豊かな田園景観を将来にわたり守るとともに、
旧鎌倉街道筋を大切に地区に根ざした景観を育む。

当地区は、大山・釈迦沼との深い関わりを持って、いにしえより生活の場として利用され、現在では水田や畑地を中心とする広大な田園景観を有しています。その景観はふるさと感じさせる原風景でもあることから、雄大な田園景観を守っていくことが大切です。

また、旧鎌倉街道を貴重な景観資源として認識し、街道筋の歴史資源と一体となって、地区に密着した保全・活用を図っていくことが望まれます。

《景観づくりの方針》

方針1：旧鎌倉街道筋の趣のある景観を守り創る

方針2：沼地跡に広がる農環境・田園景観を守る

方針3：遺跡など古来の生活の面影を残す

■ 宮戸川北部地区

《景観づくりのテーマ》

宮戸川周辺の田園景観や、旧鎌倉街道、神社仏閣、古墳群等、
歴史・文化の記憶を、地区の景観づくりに生かす。

宮戸川周辺の水田や沿川に見られる平地林などが一体となって、良好な景観を有する宮戸川田園景観の保全を図るとともに、多くの神社仏閣が立地する旧鎌倉街道筋の趣ある景観の連続性確保及び古墳群などの歴史・文化景観の保全・活用のための景観誘導を図っていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

- 方針1：宮戸川沿いの田園や緑が一体となった眺望景観を守る
- 方針2：旧鎌倉街道筋等の趣ある景観を守り創る
- 方針3：古代よりの生活の場であった台地の記憶を守り育む

■ ネーブルパーク・北利根工業団地地区

《景観づくりのテーマ》

「こうや」(台地上)にあるまとまりのある平地林を大切に、
都市と自然の調和ある景観づくりを進める。

工業地を中心とする市街地や道路に代表される都市的景観と、ネーブルパークや中央運動公園周辺や台地上に点在する平地林や農地等の自然・田園景観が共存できるよう、緑等の自然要素との調和を図ることが大切です。

また、ネーブルパークから中央運動公園周辺一帯については、都市公園等の拠点的な景観資源を生かした重点的・先導的な景観づくりが求められます。

《景観づくりの方針》

- 方針1：自然景観と都市景観を馴染ませる
- 方針2：貴重な自然・憩いの場としての平地林や公園緑地を守り育む
- 方針3：神社仏閣や遺跡等地区の記憶を留める歴史・文化資源を守る

■ 宮戸川南部地区

《景観づくりのテーマ》

宮戸川河川空間の一体的な景観を守るとともに、歴史・文化資源を生かす。

広がりがあり、眺望にも優れる宮戸川河川空間の一体的な景観保全を図るとともに、地区の伝承などを受け継ぐ神社仏閣などの歴史・文化景観の保全・活用のための景観誘導を図っていくことが大切です。

また、新4号国道から眺められる沿道に残る貴重な平地林の保全を図りながら、道路から眺められる平地林や宮戸川の田園景観及び日光連山等への眺望景観を確保することが求められています。

《景観づくりの方針》

方針1：田園や平地林の緑，山々への眺望が一体となった宮戸川の開放的な河川空間を守る

方針2：地区に根付いた歴史・文化，自然景観を一体的に守る

■ 諸川市街地地区

《景観づくりのテーマ》

日光東街道の趣や昔ながらの素朴な風景を大切にしながら、三和地区の中心として、自然景観と共存する歴史を繋げる。

当地区に立地する各種資源からは、古墳の時代から江戸、現代にいたるまでの時代の流れや地区の歴史的背景が感じ取れます。また、都市的土地利用が進む中において、台地上に残る平地林や豊かな田園景観を形成する河川空間など自然景観と共存し、それらが景観的個性となっています。

また、日光東街道沿いの旧市街地を印象付ける特徴的な景観誘導を行うと同時に、国道125号沿道を中心とした新市街地の良好な景観形成を図ることにより、趣とにぎわいが共存する地区の魅力・活力向上を図っていくことが求められています。

今後も三和地区の中心として一体的な発展を遂げながら、歴史・文化資源などを地区の財産として日常の暮らしの中で大切に守り生かしていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：諸川地区の趣ある景観を地区の宝物として守り生かす

方針2：自然と調和する暮らしの景観を創る

方針3：神社仏閣，公共施設等ポイントとなる景観資源を生かし育てる

■ 日光東街道南部地区

《景観づくりのテーマ》

日光東街道や神社仏閣、田園風景等の地区の景観資源を大切に、
自然と調和する美しくのどかな景観を守り育む。

歴史・文化資源や自然資源及び道路や公共施設等の都市資源などを当地区の景観資源と捉え、地区の景観づくりに生かしながら、周囲に広がる自然環境との調和を図ることにより、誇りに思える美しい景観及びふるさと感じさせるのどかな景観づくりを進めていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

- 方針1：日光東街道や田園風景、生活の軸となる道路などを景観づくりに生かす
- 方針2：地域に残る伝統行事や地名など、地区の歴史・文化を継承する
- 方針3：自然と調和した景観を育みながら暮らしやすい環境を整える

■ 東西仁連川地区

《景観づくりのテーマ》

原風景となる田園景観や、それと一体となった八俣送信所の眺望景観を個性として、
新旧が調和する風情ある景観をみんなで守り育み発信する。

三つの河川空間に広がる田園風景、河川沿いの台地上に連続する平地林、その向こうに見える八俣送信所の独特の眺望景観は、地区の人々に深く刻まれており、個性ある景観資源として景観づくりに生かすことが大切です。

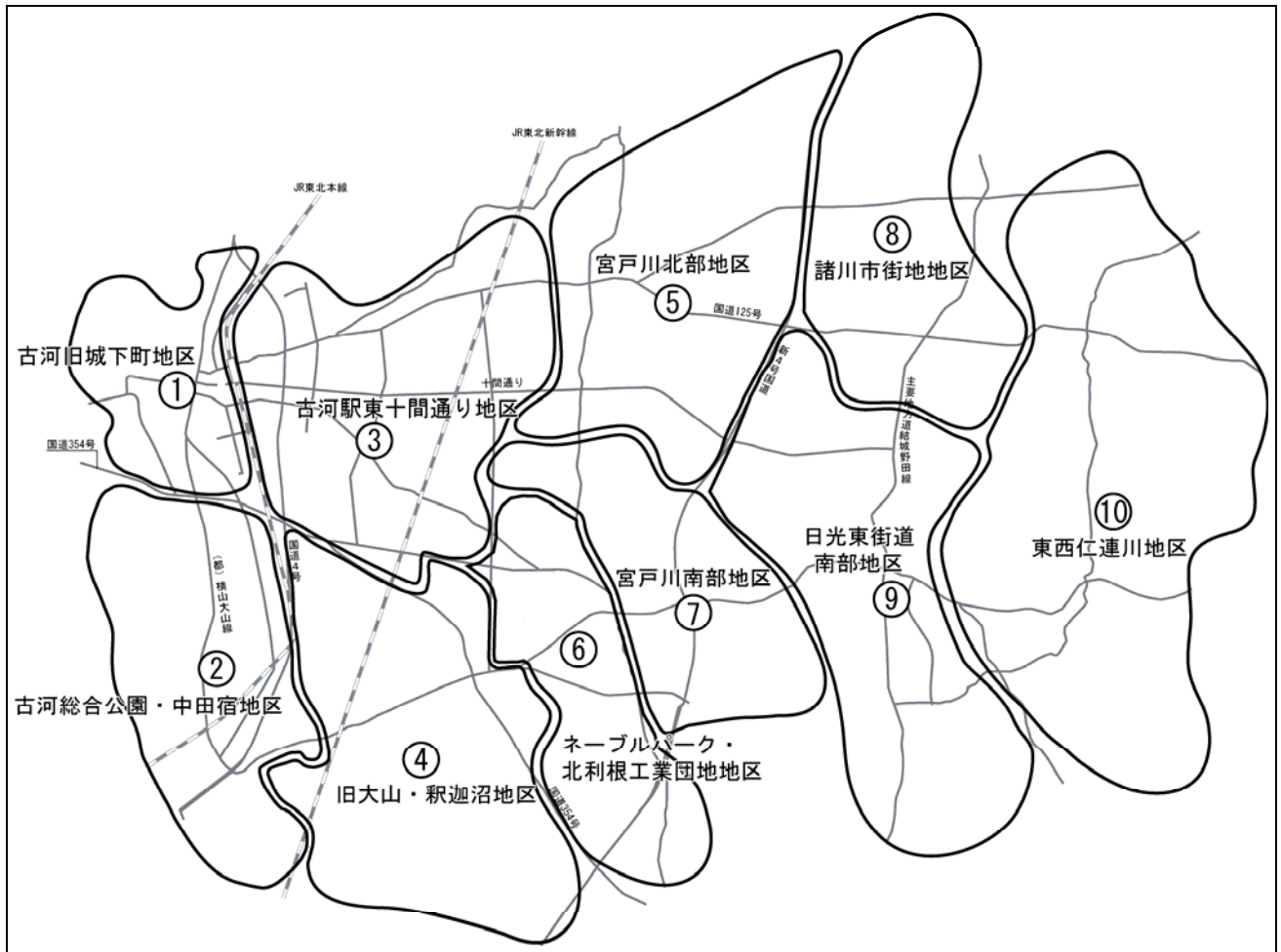
また、歴史・文化資源、自然資源、拠点公園など個々の景観資源も数多く有しており、里山保全活動の展開や開発等に係る適切な景観誘導等を図りながら、田園風景の中にある風情ある景観づくりを進めていくことも大切です。

さらに、今後新たに立地する工業関連施設や幹線道路等については、豊かな田園景観や生活環境に対する配慮を基本とした適切な景観誘導が求められています。

《景観づくりの方針》

- 方針1：西仁連川、飯沼川、東仁連川が織りなす田園景観や、それらと一体となった八俣送信所の独特の眺望景観を地区の個性ある景観資源として守り生かす
- 方針2：貴重な資源として里山の緑を守り育むとともに、地区の資源を大切に
- 方針3：農地や樹林地等の自然環境と集落地及び新たに創出される都市景観などが調和する、良好な景観を創る

◆ 図一 地区区分



第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

古河市景観計画

3-1 基本的な考え方

3-2 届出対象行為

3-3 行為の制限（景観形成基準）

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関係)

3-1 基本的な考え方

良好な生活の舞台づくりを進めるため、市全域（ただし、景観形成重点地区及び景観形成重点路線を除きます。）における良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観に大きな影響を及ぼす以下の規模に該当する行為については、古河市景観条例に基づき建築等の計画・設計段階での「事前協議（相談）」及び景観法第16条第1項の規定に基づく届出を行うものとします。

3-2 届出対象行為

届出対象行為は、次の行為について、次の規模を超えるものとします。

ただし、景観法第16条第7項の届出等を要しない通常管理行為、軽易な行為などで景観上影響が少ない行為等については適用除外となる場合があります。

◆表一 事前協議（相談）及び景観法に基づく届出の対象となる行為と規模

区分	行為	規模等
建築物 (景観法第16条第1項第1号)	新築, 増築, 改築(増築又は改築後において該当することになるものを含みます。), 移転, 大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半を変更することとなる修繕・模様替え, 色彩の変更	・高さが9mを超え, かつ, 延床面積が500㎡を超えるもの
工作物 (景観法第16条第1項第2号)	新設, 増築, 改築(増築又は改築後において該当することになるものを含みます。), 移転, 大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半を変更することとなる修繕・模様替え, 色彩の変更	・高さが15m(よう壁にあつては5m)を超えるもの
開発行為 (景観法第16条第1項第3号)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	・開発区域の面積が1,000㎡を超える開発行為
その他(景観法第16条第1項第4号に基づき条例で定める行為)		・土地の形質の変更で, 次のいずれかに該当するもの
土地の形質の変更 (開発行為を除く)	土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採 その他土地の形質の変更	①変更に係る土地の面積が1,500㎡以上のもの ②変更に伴い生じるのり面, よう壁の高さが2m以上, かつ, 長さが10m以上のもので, 変更に係る面積が300㎡以上のもの

3-3 行為の制限（景観形成基準）

◆表一 景観形成基準

区分	景観形成基準																		
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の景観特性に配慮しながら、周辺景観に調和する古河らしい風格と魅力ある景観の形成を図ること。 ・自然、歴史・文化等の景観資源や良好な眺望景観の保全に配慮すること。 																		
建築物	位置配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の選定にあたっては、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならないよう、特に配慮すること。 ・街なみが連続している地区においては、壁面線の位置や高さを統一するなど、街なみの調和や連続性に配慮すること。 ・建築物を建築する場合は、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、その位置や規模について配慮すること。 																	
	形態意匠	【基本的事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠とすること。特に、歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に十分配慮すること。 																	
		【高さ】 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えること。 ・河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に十分配慮した高さとする。 																	
		【屋根・壁面・開口部等】 <ul style="list-style-type: none"> ・意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮すること。 																	
色彩	【低層部の形態・意匠】 <ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務系地区では、地区の特性や歩行者に配慮し、低層階の意匠及び用途について、にぎわいや街なみの連続性確保に努めること。 																		
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めること。ただし、伝統素材や自然素材で材料本来の素材色を除く。 ・アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色の使用は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺景観や建物との調和に十分配慮すること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色 相 (系) 区 分</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>			色 相 (系) 区 分	彩 度		市街化区域	市街化調整区域	R (赤)	4 以下	2 以下	YR (黄赤)	6 以下	4 以下	Y (黄)	4 以下	2 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下
色 相 (系) 区 分	彩 度																		
	市街化区域	市街化調整区域																	
R (赤)	4 以下	2 以下																	
YR (黄赤)	6 以下	4 以下																	
Y (黄)	4 以下	2 以下																	
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下																	

区分		景観形成基準
建築物	敷地利用	<p>【敷地困障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する側の敷地の境界に塀や生垣等を設ける場合は、周辺景観に馴染むように努めること。特に良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう十分配慮すること。 <p>【緑化（植樹・植栽）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、できる限り豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めること。 ・敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること。 <p>【広告物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。 ・動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどを設置する場合は、周辺景観との調和及び夜間景観に十分配慮すること。 ・独立して設置する広告物の足元には、緑化を施すよう努めること。
	その他	<p>【複数の建築物を設ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮すること。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずること。ただし、やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺景観との調和を図ること。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為を行おうとする者は、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に十分配慮するとともに、開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、積極的に緑化の推進に努めること。 	
その他	<p>【現況地形との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及びよう壁が生じないように配慮すること。 <p>【のり面の勾配】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり面のこう配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮すること。 <p>【よう壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めること。 	

第4章 景観形成重点地区等

古河市景観計画

- 4-1 景観形成重点地区，景観形成重点路線及び候補地区
- 4-2 重点地区及び重点路線の良好な景観の形成に関する方針
- 4-3 重点地区における行為の制限（景観形成基準）
- 4-4 重点路線における行為の制限（景観形成基準）

第4章 景観形成重点地区等

4-1 景観形成重点地区、景観形成重点路線及び候補地区

(1) 景観形成重点地区

景観計画区域のうち、特に本市を特徴づける地区レベルの景観形成を図るために、重点的かつ計画的に景観の形成を図る必要のある地区として、「古河市景観まちづくり市民ワークショップ」等の意見を参考に、古河市景観条例に基づき『景観形成重点地区』（以下、「重点地区」といいます。）として位置づけ、次のとおり指定します。

重点地区では、地区独自の基準による届出制度や景観形成基準を設け、積極的な景観づくりを進めていくものとします。なお、今後地区住民等の合意形成が図られた場合等には、その指定を順次、拡大、追加するものとします。

◆表一重点地区

重点地区	地区の概況	面積
古河歴史博物館 周辺地区(公共施設 地区)	古河第一小学校、古河歴史博物館、古河文学館、鷹見泉石記念館、奥原晴湖画室、古河市コミュニティセンター出城の公共施設用地及びこれらの施設の駐車場用地を含む市街化区域で、古河の歴史・文化を生かした景観形成が先導的に図られている地区です。	約 3.8ha
古河歴史博物館 周辺地区(一般住宅 地区)	古河第一小学校、古河歴史博物館、古河文学館、鷹見泉石記念館、奥原晴湖画室、古河市コミュニティセンター出城の公共施設用地これらの施設の駐車場用地に隣接、近接している一般住民の住宅地であり、周辺の公共施設と一体的に風格と魅力ある景観形成を図る地区です。	約 4.1ha

◆図一重点地区の範囲



(2) 景観形成重点路線

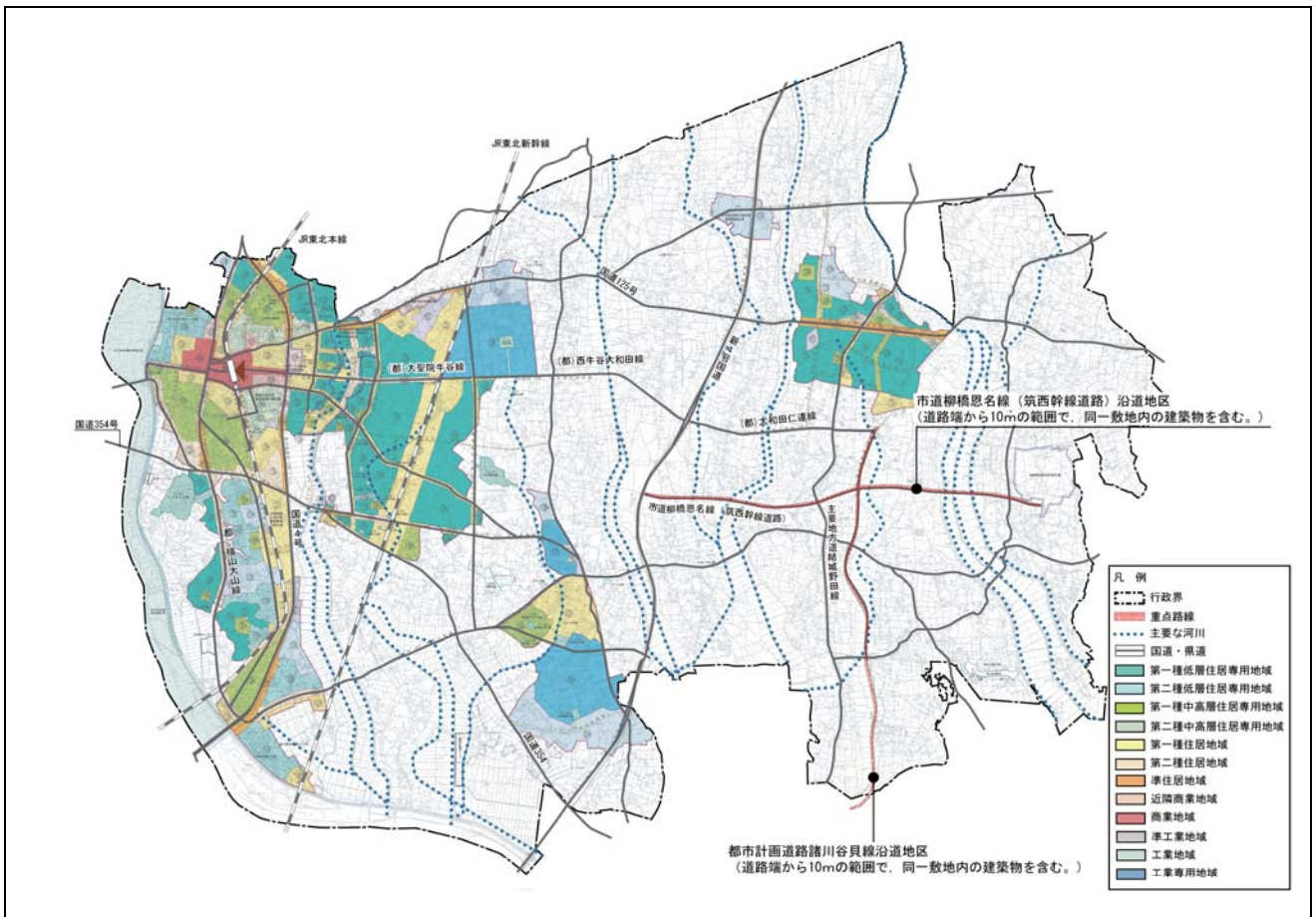
景観計画区域のうち、本市の顔となる重要な幹線道路沿道において、沿道サービス型の施設立地及び屋外広告物の設置等に対する景観誘導を図り、特に重点的かつ計画的に良好な沿道景観を形成する路線地区を古河市景観条例に基づき『景観形成重点路線』（以下、「重点路線」といいます。）として位置づけ、次のとおり指定します。

重点路線では、路線独自の基準による届出制度や景観形成基準を設け、積極的な景観づくりを進めていくものとします。なお、重点路線についても、重点地区と同様、今後、地区住民等の合意形成が図られた場合等には、その指定を順次、拡大、追加するものとします。

◆表－重点路線

重点路線	地区の概況	範囲	
市道柳橋恩名線 (筑西幹線道路) 沿道地区	新4号国道柳橋北交差点から古河名崎工業団地までの市街化調整区域を東西に貫通し、途中、小規模な集落や大川、西仁連川等の河川を横断する路線です。	始点	新4号国道柳橋北交差点から
		終点	古河名崎工業団地まで
都市計画道路 諸川谷貝線 沿道地区	十間通り交差点から境町との境界までの市街化調整区域を南北に貫通し、途中、農地や小規模な集落を縦断する路線です。	始点	十間通り交差点から
		終点	境町との境界まで

◆図－重点路線の範囲



(3) 景観形成重点地区候補地区及び景観形成重点路線候補地区

地区レベルのきめ細やかな景観形成を図るために、「古河市景観まちづくりアンケート調査」や「古河市景観まちづくり市民ワークショップ」等の意見を参考に、『景観形成重点地区候補地区』（以下、「重点地区候補地区」といいます。）及び『景観形成重点路線候補地区』（以下、「重点路線候補地区」といいます。）を位置づけます。

重点地区候補地区及び重点路線候補地区では、地区の持つ景観特性を充分認識した上で、市、地区住民、事業者等が連携し、景観づくりに取り組む気運を高めながら、地区独自のきめ細やかな景観誘導を図るための方針や基準などの検討を進め、合意形成が図られた段階で、重点地区の指定や重点路線の指定、あるいは景観地区、景観協定地区などに位置づけるなど、各種制度を活用した積極的な景観づくりを進めていきます。

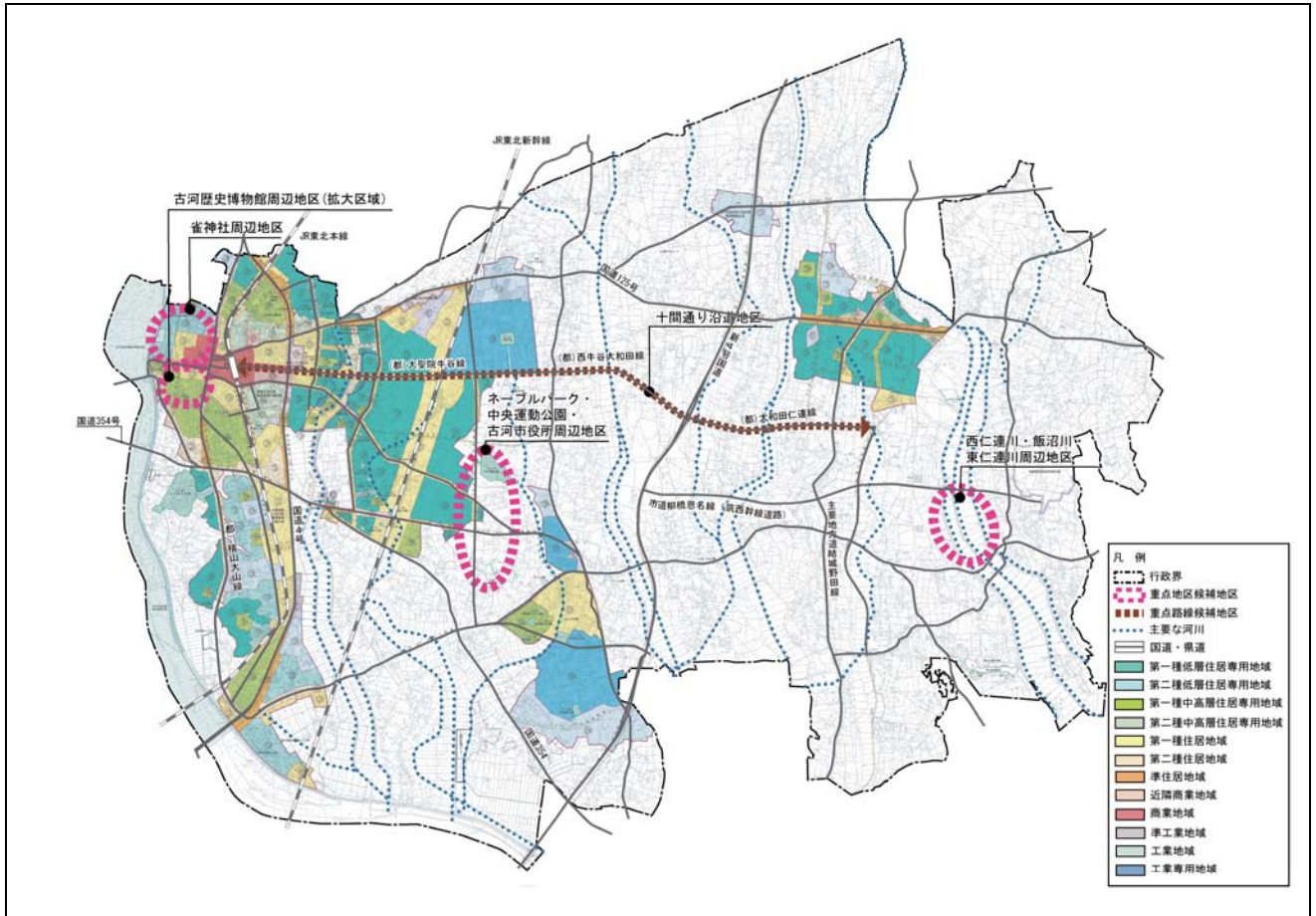
◆表一重点地区候補地区

重点地区候補地区	地区の概況
古河歴史博物館周辺地区（拡大区域）	<p>篆刻美術館や坂長をはじめ、様々な蔵等の歴史的な建築物が数多く立地している地区です。このことから、当初指定する古河歴史博物館周辺地区とともに、本市にとって重点的かつ先導的に良好な景観形成を図る地区として位置づけます。</p> <p>また、以下に示す他の候補地区よりも優先して、地元住民との合意形成に向けた協議に入るものとします。</p>
雀神社周辺地区	<p>雀神社を核とし、横山町などには歴史・文化資源が多く立地しています。また、雀神社西側の渡良瀬川河川堤から眺める雄大な眺望景観など、古河の風格が感じられ、かつ多くの市民が原風景と感じている地区です。</p>
ネーブルパーク・中央運動公園・古河市役所周辺地区	<p>市民の憩いの場、スポーツレクリエーションの場として親しまれているネーブルパークや中央運動公園、古河市役所（総和庁舎）、古河市中央公民館等の公共施設、総和中学校、総和高等学校、総和南中学校等の学校教育施設が集積する地区です。</p>
西仁連川・飯沼川・東仁連川周辺地区	<p>西仁連川、飯沼川、東仁連川の3つの河川の一部とその河岸に広がる水田や平地林・里山等を含む一定の区域で、旧飯沼の面影を残しながら平坦な地形に変化を与え、のどかな田園景観を形成している地区です。</p>

◆表一重点路線候補地区

重点路線候補地区	地区の概況
十間通り沿道地区	<p>J R 古河駅東口から古河、総和、三和地区を結ぶ都市計画道路大聖院牛谷線・西牛谷大和田線・大和田仁連線の沿道地区です。</p>

◆ 図一重点地区候補地区及び重点路線候補地区



4-2 重点地区及び重点路線の良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

(1) 重点地区の良好な景観の形成に関する方針

《景観づくりのテーマ》

歴史・文化・人がゆったりふれあう、風格・風情の香り漂う景観づくり

《景観形成方針》

◇歴史・文化景観の保全と創出

古河歴史博物館などの公共施設や、地区内に点在する歴史的建造物、日光街道など、古河の歴史・文化を継承した風格ある景観を保全するとともに、それらと調和する新たな歴史・文化景観の創出を図ります。

◇風格と風情ある街なみ景観の創出

点的な景観資源の保全・活用のみならず、建築物等の適切な形態意匠の誘導や地区内の緑化等により、街なみとしての連続性や一体感を確保し、地区一帯での風格・風情ある街なみ景観の創出を図ります。

◇ゆったりと歩いてふれあえる歴史・文化景観の創出

古河歴史博物館等を拠点とし、地区内及び周辺地区等との回遊性の確保を図りながら、古河の歴史・文化を歩いて感じられる景観形成を、地区住民や事業者、行政の協働により推進します。

注)「重点地区の良好な景観の形成に関する方針」は、「古河歴史博物館周辺地区(公共施設地区)」「古河歴史博物館周辺地区(一般住宅地区)」の両方に該当するものである。

(2) 重点路線の良好な景観の形成に関する方針

《景観づくりのテーマ》

美しい田園景観や眺望が広がり、原風景と調和する沿道景観づくり

《景観形成方針》

◇田園景観・眺望景観の保全と調和

沿道周辺の原風景となる、みどり豊かな田園景観や広がりのある眺望景観を保全するとともに、それらとの調和を基調とした沿道景観の形成を図ります。

◇通りからの見え方に配慮した沿道景観の形成

建築物等の位置配置や形態意匠をはじめ、積極的な緑化を推進し、美しく潤いのある沿道景観の形成を図ります。

◇屋外広告物の適正な景観誘導

田園景観に馴染み眺望景観を阻害しないよう、沿道に設置される屋外広告物に対して重点的・効果的な景観誘導を行い、心地よさが連続する良好な沿道景観の形成を図ります。

4-3 重点地区における行為の制限（景観形成基準）

（景観法第8条第2項第3号関係）

（1）基本的な考え方

良好な生活の舞台づくりを進めるため、重点地区の良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観に大きな影響を及ぼす以下の規模に該当する行為については、古河市景観条例に基づき建築等の計画・設計段階での「事前協議（相談）」及び景観法第16条第1項の規定に基づく届出を行うものとしします。

（2）届出対象行為

届出対象行為は、次の行為について、次の規模を超えるものとしします。

ただし、景観法第16条第7項の届出等を要しない通常管理行為、軽易な行為などで景観上影響が少ない行為等については適用除外となる場合があります。

◆表一 事前協議（相談）及び景観法に基づく届出の対象となる行為と規模

区分	行為	規模等
建築物 (景観法第16条第1項第1号)	新築, 増築, 改築(増築又は改築後において該当することになるものを含みます。), 移転, 大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半を変更することとなる修繕・模様替え, 色彩の変更	・建物用途, 建築規模に関わらず全ての行為
工作物 (景観法第16条第1項第2号)	新設, 増築, 改築(増築又は改築後において該当することになるものを含みます。), 移転, 大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半を変更することとなる修繕・模様替え, 色彩の変更	・高さが15m(よう壁にあつては5m)を超えるもの
開発行為 (景観法第16条第1項第3号)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	・開発区域の面積が1,000㎡を超える開発行為
その他(景観法第16条第1項第4号に基づき条例で定める行為)		
土地の形質の変更 (開発行為を除く)	土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他土地の形質の変更	・土地の形質の変更で, 次のいずれかに該当するもの ①変更に係る土地の面積が1,500㎡以上のもの ②変更に伴い生じるのり面, よう壁の高さが2m以上, かつ, 長さが10m以上のもので, 変更に係る面積が300㎡以上のもの
木竹の伐採又は植栽	木竹の伐採又は植栽	・行為に係る面積が1,000㎡以上のもの
物件の堆積	屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積	・高さが3m以上, かつ, その行為の用途に係る面積が1,000㎡以上のもの

注)「届出対象行為」は、「古河歴史博物館周辺地区(公共施設地区)」「古河歴史博物館周辺地区(一般住宅地区)」の両方に該当するものである。

(3) 行為の制限（景観形成基準）

古河歴史博物館周辺地区（公共施設地区）と古河歴史博物館周辺地区（一般住宅地区）における景観形成基準は、次のように定めます。

なお、古河歴史博物館周辺地区（一般住宅地区）は、今後、区域を拡大する場合には、当該地区の特性にふさわしい基準に見直していくものとします。

ア. 古河歴史博物館周辺地区（公共施設地区）

◆表一 景観形成基準

景観形成基準		
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風格ある歴史・文化景観との調和や、魅力ある都市景観の創出を図ること。 ・ 特に、歴史・文化等の景観資源の保全及び大樹等の緑の保全に配慮すること 	
建築物	位置配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物を建築する場合は、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、その位置や規模について配慮すること。 ・ 建築物の壁面の位置は、隣接する建物の位置に調和させるなど、歴史・文化地区にふさわしいゆとりある落ち着いた街なみの形成を図ること。
	形態意匠	<p>【基本的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り歴史・文化景観と調和する形態意匠とすること。 <hr/> <p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化地区としての落ち着いた街なみの景観を確保するため、できる限り高さを抑えること。 ・ 周囲にある歴史的建造物や大樹に配慮した高さとする。 <hr/> <p>【屋根・壁面・開口部等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として勾配屋根とすること。 ・ 隣接する建物間で、できる限り軒先の位置、勾配を揃え、連続する街なみ形成に努めること。 ・ 下屋、庇を設置したり、開口部は格子やすだれで覆うなど、周辺の歴史・文化景観に馴染むような工夫に努めること。 <hr/> <p>【低層部の形態・意匠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化的街なみの連続性に配慮し、和風の形態意匠を採り入れること。 <hr/> <p>【建築設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備は、通りから直接見えない位置に配置するとともに、やむを得ず通りに面して設備を設置する場合は、設備を自然素材等で覆ったり、設備の背景と同調する色彩で着彩するなど工夫すること。 <hr/> <p>【屋外階段・ベランダ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和を図りながら、歴史・文化景観に馴染む形態意匠等の工夫をすること。

景観形成基準

建築物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化景観の維持・創出を図るため、建築物の屋根、外壁等の色彩は、白、黒、茶系色等の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とすること。ただし、伝統素材や自然素材で材料本来の素材色を除く。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">色 相 (系)</th> <th style="padding: 5px;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">R (赤)</td> <td style="padding: 5px;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">YR (黄赤)</td> <td style="padding: 5px;">5 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">Y (黄)</td> <td style="padding: 5px;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td> <td style="padding: 5px;">3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 屋上設備等の色彩についても建築物等と同系色の色彩を基調とすること。 歩行者等への圧迫感を軽減するため、中高層部（5階建て以上の3階以上の部分）については、ボリューム感を抑える色調としながら、高明度かつ低彩度とすること。 アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色の使用は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、歴史・文化景観や建物との調和に十分配慮すること。 	色 相 (系)	彩 度	R (赤)	3 以下	YR (黄赤)	5 以下	Y (黄)	3 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下
	色 相 (系)	彩 度										
	R (赤)	3 以下										
YR (黄赤)	5 以下											
Y (黄)	3 以下											
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下											
材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮しながら、石材、木材、煉瓦など歴史・文化景観を特徴づける材料の選定、活用に努めること。 材料は、耐久性、耐候性に優れ、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めること。 											
敷地利用	<p>【敷地困障】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路に面する側の敷地の境界を塀等で囲う場合には、耐震性等安全を確保した上で、土壁、板塀、石塀など歴史・文化景観を特徴づける自然素材や形態意匠を採り入れながら、風格ある街なみの連続性に配慮すること。 道路に面する側の敷地の境界を緑で囲う場合には、歴史・文化景観に馴染む樹種や花木等による生垣や植栽帯とするよう努めること。 <p>【緑化（植樹・植栽）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木等緑の保全を図り、より風格ある歴史・文化景観の維持・創出に努めること。 敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努めること。 特に、規模の大きい敷地の道路に面する側においては、隣接敷地や公共空間に配慮しつつ、ケヤキ等地区の風格形成に寄与する樹木や、街なみに彩りを添えるハナモモ等の花木を植栽し、風格と魅力ある景観形成に努めること。 <p>【駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場は、できる限り通りから見えない位置に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、道路から自動車が見えにくい構造や位置とし、周辺の歴史・文化景観と調和した入口の意匠や植栽による修景などに努めること。 立体駐車場を設置する場合は、車が直接見えないよう工夫するとともに、敷地内の建築物と調和した配置、形態意匠となるよう工夫すること。 											

景観形成基準	
建築物	<p>【広告物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する広告物は、原則として自家用広告のみとすること。 ・敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び歴史・文化景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。 ・建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出は禁止する。 ・動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなど、周辺の歴史・文化景観に馴染まない光源や形態意匠のもの設置は禁止する。 ・独立して設置する広告物の足元には、緑化を施すよう努めること。
	<p>【複数の建築物を設ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の歴史・文化景観との調和に配慮すること。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずること。ただし、やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺の歴史・文化景観との調和を図ること。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為を行おうとする者は、地区の歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に十分配慮するとともに、開発行為等を行うに当たり、できる限り既存樹木・緑地の保全による風格ある街なみの景観の維持と自然環境保護への配慮を図り、積極的に緑化の推進に努めること。
その他	<p>【現況地形との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及びよう壁が生じないように配慮すること。
	<p>【のり面の勾配】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり面のこう配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮すること。
	<p>【よう壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めること。
	<p>【堆積物の高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さは、周辺景観を阻害しないよう、原則として3mを超えない範囲でできる限り低く抑えるとともに、風致、美観を損ねないよう整然と堆積するよう配慮すること。
<p>【遮蔽物の形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。塀や囲い等の遮蔽物の高さは、樹木を用いる場合を除き、原則として3mを超えないよう配慮すること。 	
<p>（開発行為を除く） 土地の形質の変更</p>	<p>木竹の伐採又は植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採は必要最低限に抑えること。 ・可能な限り道路沿いやその他の公共空間に隣接する部分にある既存樹木の保全や移植に努めること。 ・やむを得ず伐採する場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変り等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。
<p>物件の堆積</p>	<p>【堆積物の高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さは、周辺景観を阻害しないよう、原則として3mを超えない範囲でできる限り低く抑えるとともに、風致、美観を損ねないよう整然と堆積するよう配慮すること。 <p>【遮蔽物の形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。塀や囲い等の遮蔽物の高さは、樹木を用いる場合を除き、原則として3mを超えないよう配慮すること。

景観形成基準	
	<p>【遮蔽物の色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀や囲い等の遮蔽物を設ける場合の色彩は、建築物の色彩基準で定める範囲内とし、周辺景観を阻害しないよう、できる限り低彩度とすること。
<p>の 好 そ 維 な の 持 景 他 観 良</p>	<p>【空地の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒地化しているような空地については、良好な景観の維持、形成を図るため、定期的な草刈りや草花等による修景を行い、美化に配慮した維持管理に努めること。

イ. 古河歴史博物館周辺地区（一般住宅地区）

◆表一 景観形成基準

景観形成基準											
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風格ある歴史・文化景観との調和や、魅力ある都市景観の創出を図ること。 ・ 特に、歴史・文化等の景観資源の保全及び大樹等の緑の保全に配慮すること。 										
建築物	位置配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物を建築する場合は、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、その位置や規模について配慮すること ・ 建築物の壁面の位置は、道路境界線から1.0m以上後退させ、歴史・文化地区にふさわしいゆとりと落ち着いた街なみの形成を図ること。 									
	形態意匠	<p>【基本的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り歴史・文化景観と調和する形態意匠とすること。 									
		<p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化地区としての落ち着いた街なみの景観を確保するため、原則として10m以下とすること。 ・ 周囲にある歴史的建造物や大樹に配慮した高さとする。 									
		<p>【屋根・壁面・開口部等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根形状や軒先の位置・勾配については、周辺の環境に適した建物のデザインや意匠、素材に配慮し、できる限り、歴史・文化地区にふさわしい形態意匠とすること。 ・ 隣接する建築物同士の形態意匠的調和に配慮すること。 									
		<p>【建築設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備は、通りから直接見えない位置に配置するとともに、やむを得ず通りに面して設備を設置する場合は、設備を自然素材等で覆ったり、設備の背景と同調する色彩で着彩するなど工夫すること。 ・ ただし、太陽光パネル等設備の効果を十分機能させるため、その設置位置や素材、色彩等が限定される場合を除く。 									
<p>【屋外階段・ベランダ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和を図りながら、歴史・文化景観に馴染む形態意匠等の工夫をすること。 											
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化景観の維持・創出を図るため、建築物の屋根、外壁の色彩は、白、黒、茶系色等の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とすること。ただし、伝統色や自然素材で材料本来の素材色を除く。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相 (系)	彩 度	R (赤)	3 以下	YR (黄赤)	5 以下	Y (黄)	3 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下
色 相 (系)	彩 度										
R (赤)	3 以下										
YR (黄赤)	5 以下										
Y (黄)	3 以下										
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下										

景観形成基準	
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上設備等の色彩についても建築物等と同系色の色彩を基調とすること。 ・ 歩行者等への圧迫感を軽減するため、中高層部（5階建て以上の3階以上の部分）については、ボリューム感を抑える色調としながら、高明度かつ低彩度とすること。 ・ アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色の使用は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、歴史・文化景観や建物との調和に十分配慮すること。
	<p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観との調和に配慮しながら、できる限り歴史・文化景観に調和する材料の選定、活用に努めること。 ・ 材料は、耐久性、耐候性に優れ、維持管理に優れたものを選定し、活用に当たっては、耐震性等安全の確保に努めること。
	<p>敷地利用</p> <p>【敷地の区画及び意匠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史を感じさせる風格ある街なみを維持するため、敷地の区画形状や意匠については、できる限り既存の石垣や緑を残し、その趣を連続させていくことに配慮した敷地利用に努めること。 <p>【敷地困障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面する側の敷地の境界には、できる限り歴史・文化景観を特徴づける自然素材や形態意匠を採り入れながら、風格ある街なみの連続性に配慮すること。 ・ 道路に面する側の敷地の境界に、生け垣や植栽帯を設置する場合は、できる限り、歴史・文化景観に馴染む樹種や花木等を採用するよう努めること。 <p>【緑化（植樹・植栽）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として樹木等、緑の保全を図り、より風格ある歴史・文化景観の維持・創出に努めること。 ・ 敷地内においては、道路に面する側を中心に、できる限り緑化に努めること。 <p>【駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場は、できる限り、周辺の歴史・文化景観と調和した入口の意匠や植栽による修景などに努めること。 ・ 立体駐車場を設置する場合は、敷地内の建築物や周辺の歴史・文化景観と調和した配置、形態意匠となるよう工夫すること。 <p>【広告物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する広告物は、原則として自家用広告のみとすること。 ・ 建築物に付帯する広告物は、建築物本体及び周辺の歴史・文化景観と調和する位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。 ・ 建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出は禁止する。 ・ 建築物の壁面自体を広告物や案内表示として使用する場合は、周辺の歴史・文化景観と調和するよう、広告文字等の位置、規模、形態意匠、色彩等に十分配慮すること。 ・ 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び歴史・文化景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。 ・ 動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなど、周辺の歴史・文化景観に馴染まない光源や形態意匠のもの設置は禁止する。 ・ 独立して設置する広告物の足元には、緑化を施すよう努めること。

景観形成基準		
建築物	<p>【複数の建築物を設ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の歴史・文化景観との調和に配慮すること。 <p>【自動販売機を設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合には、周辺の歴史・文化景観と調和するよう配慮すること。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、建築物の基準に準ずること。ただし、やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周辺の歴史・文化景観との調和を図ること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為を行おうとする者は、地区の歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に十分配慮するとともに、開発行為等を行うに当たり、できる限り既存樹木・緑地の保全による風格ある街なみの景観の維持と自然環境保護への配慮を図り、積極的に緑化の推進に努めること。 	
その他	<p>(開発行為を除く) 土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> のり面やよう壁を設ける場合には、できる限り現況の地形を生かし、周囲に圧迫感を与えない勾配とするよう努めるとともに、緑化等による修景に配慮すること。 	
	木竹の伐採 又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの樹木など公共空間と一体となって景観を形成している樹木については、可能な限り保全や移植に努めること。 やむを得ず伐採する場合は、周辺の植生や四季の移り変り等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。ただし、通常の維持管理等による伐採行為を除く。
	物件の堆積	<p>【堆積物の高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆積の高さは、周辺景観を阻害しないよう、原則として3mを超えない範囲でできる限り低く抑えるとともに、風致、美観を損ねないよう整然と堆積するよう配慮すること。 <p>【遮蔽物の形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。塀や囲い等の遮蔽物の高さは、樹木を用いる場合を除き、原則として3mを超えないよう配慮すること。 <p>【遮蔽物の色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> 塀や囲い等の遮蔽物を設ける場合の色彩は、建築物の色彩基準で定める範囲内とし、周辺景観を阻害しないよう、できる限り低彩度とすること。
その他良好な景観の維持	<p>【空地の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空地については、良好な景観の維持、形成を図るため、管理者は、定期的な草刈りや草花等による修景を行い、美化に配慮した維持管理に努めること。 <p>【コインパーキングの設置・維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> コインパーキングを設置する場合には、入口の意匠や植栽による修景、広告物・精算機等の色彩について、周辺景観との調和に十分配慮するとともに、敷地内の適正な管理に努めること。 	

4-4 重点路線における行為の制限（景観形成基準）

（景観法第8条第2項第3号関係）

（1）基本的な考え方

良好な生活の舞台づくりを進めるため、重点路線の良好な景観の形成に関する方針に基づき、今後の道路整備に伴い沿道サービス型の土地利用及び屋外広告物の設置等の進行により古河の原風景としての田園景観に大きな影響を及ぼす以下の規模に該当する行為については、古河市景観条例に基づき建築等の計画・設計段階での「事前協議（相談）」及び景観法第16条第1項の規定に基づく届出を行うものとします。

（2）届出対象行為

届出対象行為は、次の行為について、次の規模を超えるものとします。

ただし、景観法第16条第7項の届出等を要しない通常的な管理行為、軽易な行為などで景観上影響が少ない行為等については適用除外となる場合があります。

◆表一事前協議（相談）及び景観法に基づく届出の対象となる行為と規模

区 分	行 為	規 模 等
建築物 （景観法第16条第1項第1号）	新築，増築，改築（増築又は改築後において該当することになるものを含みます。），移転，大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半を変更することとなる修繕・模様替え，色彩の変更	・建物用途，建築規模に関わらず全ての行為
工作物 （景観法第16条第1項第2号）	新設，増築，改築（増築又は改築後において該当することになるものを含みます。），移転，大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半を変更することとなる修繕・模様替え，色彩の変更	・高さが15m（よう壁にあっては5m）を超えるもの
開発行為 （景観法第16条第1項第3号）	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	・開発区域の面積が1,000㎡を超える開発行為
その他（景観法第16条第1項第4号に基づき条例で定める行為）		
土地の形質の変更 （開発行為を除く）	土地の開墾，土石の採取，鉋物の掘採 その他土地の形質の変更	・土地の形質の変更で，次のいずれかに該当するもの ①変更に係る土地の面積が1,500㎡以上のもの ②変更に伴い生じるのり面，よう壁の高さが2m以上，かつ，長さが10m以上のもので，変更に係る面積が300㎡以上のもの
木竹の伐採又は植栽	木竹の伐採又は植栽	・行為に係る面積が1,000㎡以上のもの
物件の堆積	屋外における土石，廃棄物，再生資源 その他の物件の堆積	・高さが3m以上，かつ，その行為の用途に係る面積が1,000㎡以上のもの

(3) 行為の制限 (景観形成基準)

◆表一 景観形成基準

景観形成基準											
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> 地区毎の景観特性に配慮しながら、路線としての連続性を保ち、本市の原風景となる自然、田園景観及び眺望景観等と調和する沿道景観の創出を図ること。 										
建築物	位置配置等 <ul style="list-style-type: none"> 建築物を建築する場合は、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、その位置や規模について配慮すること。 建築物の壁面の位置は、道路境界線からできる限り後退させ、広がりのある沿道景観の創出を図ること。 										
	形態意匠 <p>【基本的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通りからの見え方に配慮しながら、できる限り沿道周辺の景観と調和する形態意匠とすること。 <p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周囲にある樹林地や田園等への眺望を妨げないよう、高さはできる限り低く抑えること。 近接する歴史的建造物や大樹等に配慮した高さとする。 <p>【デザイン】</p> <ul style="list-style-type: none"> できる限り周辺の自然、田園景観から突出しないようなデザインに努めること。 <p>【建築設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備は通りから直接見えない位置に配置するとともに、やむを得ず通りに面して設備を設置する場合は、できる限り目立たないように植栽で修景したり、設備の背景と同調する色彩で着彩するなど工夫すること。 										
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観との調和を図るため、建築物の屋根、外壁等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とすること。ただし、伝統素材や自然素材で材料本来の素材色を除く。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色の使用は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺の自然景観や建物との調和に十分配慮すること。 	色 相 (系)	彩 度	R (赤)	3 以下	YR (黄赤)	5 以下	Y (黄)	3 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下
	色 相 (系)	彩 度									
R (赤)	3 以下										
YR (黄赤)	5 以下										
Y (黄)	3 以下										
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下										
材料 <ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然、田園景観との調和に配慮した材料の選定、活用に努めること。 材料は、耐久性、耐候性に優れ、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めること。 											

景観形成基準		
建築物	敷地利用	<p>【敷地囲障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある沿道景観を創出するため、防犯・防災上支障のない範囲内で、できる限り開放的な敷地囲障とすること。 ・道路に面する側の敷地の境界に、フェンス等を設ける場合は、周辺景観に馴染むよう落ち着いた色調とすること。特に良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう十分配慮すること。 <p>【緑化（植樹・植栽）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな沿道景観を創出するため、隣接敷地や公共空間に配慮しつつ、できる限り緑化に努めること。 <p>【駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の道路に面する側は、植栽や緑化ブロック等により積極的な緑化に努めること。 <p>【広告物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の自然、田園景観との調和を図ること。 ・広告物は自家用のみとし、できる限り道路境界線からの離間距離を多く確保するとともに、高さを抑え、表示面積を小さくし、必要以上に過度な形態とならないよう努めること。 ・建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出はできる限り掲出しないよう努めること。 ・広告物の色彩は、表示面積を小さくしたり、全体的に彩度を下げたり、下地と文字などを反転させるなど、できる限り周辺の自然、田園景観を阻害しないような工夫に努めること。また、できる限り使用する色の数を少なくすること。 ・動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどの設置は避けること。 ・照明を伴う広告物を設置する場合は、周辺に光害を及ぼさないよう十分配慮すること。 ・独立して設置する広告物の支柱の色は茶系など落ち着いた色彩とし、また、足元には緑化を施すよう努めること。
	その他	<p>【複数の建築物を設ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の自然、田園景観との調和に配慮すること。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずること。ただし、やむをえず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺の自然、田園景観との調和を図ること。
	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為を行おうとする者は、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に十分配慮するとともに、開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、積極的に緑化の推進に努めること。
その他 (開発行為を除く)	土地の形質の変更	<p>【現況地形との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及びよう壁が生じないように配慮すること。 <p>【のり面の勾配】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり面のこう配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮すること。 <p>【よう壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めること。

景観形成基準		
その他	木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採は必要最低限に抑えること。 ・可能な限り道路沿いやその他の公共空間に隣接する部分にある既存樹木の保全や移植に努めること。 ・やむを得ず伐採する場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変り等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。
	物件の堆積	【堆積物の高さ】 <ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さは、周辺景観を阻害しないよう、原則として3mを超えない範囲でできる限り低く抑えるとともに、風致、美観を損ねないよう整然と堆積するよう配慮すること。
		【遮蔽物の形態】 <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物周辺への植栽，塀・囲いの設置等により，周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。塀や囲い等の遮蔽物の高さは，樹木を用いる場合を除き，原則として3mを超えないよう配慮すること。
		【遮蔽物の色彩】 <ul style="list-style-type: none"> ・塀や囲い等の遮蔽物を設ける場合の色彩は，建築物の色彩基準で定める範囲内とし，周辺景観を阻害しないよう，できる限り低彩度とすること。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

古河市景観計画

5-1 景観重要建造物（建築物、工作物）

5-2 景観重要樹木

5-1 景観重要建造物（建築物、工作物）

（1）景観重要建造物の指定の方針

次に該当するもののうち、地区の自然、歴史、文化等からみて、景観形成上重要と認められる外観を有する建造物を対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定できるものとします。

- ① 地区の景観舞台づくりを先導し又は継承し特徴づけている建造物であること。
- ② 市民に親しまれ愛されている建造物であること。
- ③ 市民や来訪者にとってシンボリック、象徴的な建造物であること。
- ④ 道路その他の公共の場所から容易に見ることができるものであること。
- ⑤ 維持管理を行う個人又は団体があること。

（2）景観重要建造物の指定を行う建造物

次のいずれかに該当するものについては、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定を積極的に行うものとします。

① 登録有形文化財等の建造物

文化財保護法に基づく登録有形文化財、茨城県文化財保護条例、古河市文化財保護条例に基づく建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成に重要なものであるため、これらの文化財に指定又は登録された建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

② 歴史的な意匠建造物

市内に点在する歴史的な意匠建造物としての商家、蔵、社寺等のうち、歴史的な意匠を継承し、かつ、地区における街なみ景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

③ 象徴性のある景観建造物

街なみの景観を特徴付けている建造物で、優れたデザイン性を有し、市民や来訪者にとってシンボリック、象徴的な建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

④ 田園景観と調和した建造物

河川及び水田からなる低地部、台地部に広がる畑地、平地林からなるのびやかな田園景観に位置する集落地内にある豊かな屋敷林を伴う農家住宅などの、地区における景観整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建造物については、景観重要建造物の指定を行います。

（3）景観重要建造物の指定の方法

景観重要建造物の指定は、方針に合致するものの中から建造物の所有者の意見を聴くほか、古河市景観審議会の意見を聴いた上で市長が指定するものとします。

(4) 景観重要建造物の指定（当初）

地区の景観舞台づくりを先導し又は継承し特徴づけている建造物の優れた外観等を適切に保全し、後世に継承していくため、次の建造物を景観法に基づき景観重要建造物として指定します。

◆表一景観重要建造物の当初指定物件

指定番号	建造物の名称	年代	構造等	所在地	外観の主な特徴等
第1-1号	篆刻美術館表蔵棟 (旧平野家表蔵)	大正 1920年	石造 3階建, 間口 4.545m, 奥行 6.363 m, 建築面積 28.92 m ²	中央町 二丁目	大谷石を用いた 3階建の小規模な 蔵で, 妻側に独特の意匠の開口部 を設ける。
第1-2号	篆刻美術館裏蔵棟 (旧平野家裏蔵)	大正 1920年	石造 2階建, 間口 14.544m, 奥行 4.545 m, 建築面積 66.10 m ²	中央町 二丁目	表蔵棟の南側に中庭を挟んで建つ 標準的な切妻造 2階建の石蔵。
第2-1号	坂長本店店蔵 (旧古河城文庫蔵)	江戸 後期	土蔵造, 瓦葺, 桁行 7.21m, 梁間 5.45m, 建築面積 55 m ²	中央町 三丁目	旧大工町通りに面し, 間口 4 間, 奥行 3間の土蔵造 2階建の店舗で, 1階正面に土庇が付く。
第2-2号	坂長本店袖蔵 (旧古河城乾蔵)	江戸 1863年	土蔵造, 瓦葺, 桁行 7.27m, 梁間 4.54m, 建築面積 60 m ²	中央町 三丁目	店蔵に並んで通りに面して角地に 立ち, 切妻面を正面にみせる 2階 建の土蔵。外壁は白漆喰塗り, 屋 根は切妻造, 棧瓦葺とする。
第2-3号	坂長本店主屋	明治 前期	木造 2階建, 瓦葺, 建 築面積 135 m ²	中央町 三丁目	主屋は, 木造 2階建てで座敷飾など の細工や意匠が優れた和風建築。
第2-4号	坂長本店文庫蔵 (旧質蔵)	江戸 1858年	土蔵造 2階建, 瓦葺, 建築面積 54 m ²	中央町 三丁目	主屋の後方に位置する 2階建の土 蔵で, 屋根は切妻造, 棧瓦葺とす る。外壁は白漆喰塗り, 一部を黒 漆喰塗りとする。
第2-5号	坂長本店中蔵	江戸 中期	土蔵造 2階建, 瓦葺, 建築面積 52 m ²	中央町 三丁目	屋敷地最奥, 文庫蔵と石蔵の間に 位置する 2階建の土蔵。外壁は白 漆喰塗り, 屋根は切妻造, 棧瓦葺 とする。
第2-6号	坂長本店石蔵	大正	石造 2階建, 瓦葺, 建 築面積 104 m ²	中央町 三丁目	外壁は大谷石の切石積とし, 1階各 所に扉口を構え, 扉口両脇柱及び まぐさに長大な一石の切石を用い る。屋根は切妻造, 棧瓦葺とし, 2 階の妻壁に窓を設ける。
第3-1号	酒井蔵	大正 1913年	石造(大谷石), 瓦葺, 総面積 219.99 m ²	本町 一丁目	倉庫と蔵座敷が L字形でつながっ ている。

資料：文化遺産オンライン等

5-2 景観重要樹木

(1) 景観重要樹木の指定の方針

次に該当するもののうち、地区の自然、歴史、文化等からみて、地区の景観形成上重要と認められる樹木を対象に、所有者の意見を聴き、合意を得た上で景観重要樹木に指定できるものとします。

- ① 地区の景観舞台づくりを先導し又は継承し特徴づけている樹木であること。
- ② 市民に親しまれ愛されている樹木であること。
- ③ 市民や来訪者にとってシンボリック、象徴的な樹木であること。
- ④ 道路その他の公共の場所から容易に見ることができるものであること。
- ⑤ 維持管理を行う個人又は団体があること。

(2) 景観重要樹木の指定の方法

景観重要樹木の指定は、良好な景観の形成に重要と認められるかどうか及び維持保全の状態を確認し、樹木の所有者の意見を聴くほか、古河市景観審議会の意見を聴いた上で市長が指定するものとします。

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する
物件の設置に関する行為の制限に関する事項

古河市景観計画

6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ関係)

6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

良好な景観形成を図るため、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限や具体的な基準等について、今後本計画に則し（仮）古河市屋外広告物条例の制定を検討します。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

古河市景観計画

7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針

7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観計画区域内にある道路や河川等の公共施設のうち、良好な生活の舞台づくりを図る上で特に重要なものについては、景観法第8条第2項第5号の口に基づき※景観重要公共施設と位置づけ、公共施設管理者等との連携を図りながら、良好な景観形成に向けた整備に取り組みます。

※景観法第8条第2項第5号口に基づく景観重要公共施設とは、同条の定めによる以下の特定公共施設

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑦ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧ その他政令で定める公共施設

であって、特に良好な景観の形成に重要な施設を言います。

第8章 良好な景観舞台づくりに向けて

古河市景観計画

- 8-1 良好な景観舞台づくりに向けた基本的な考え方
- 8-2 市民、事業者、市の責務の明確化と連携による景観形成
- 8-3 積極的な情報発信
- 8-4 景観まちづくりを推進する体制の構築
- 8-5 公共施設整備における先導的な景観形成の推進
- 8-6 既存の景観資源や各種法制度等を活用した良好な生活の舞台づくり
- 8-7 広域景観行政の推進

8-1 良好な景観舞台づくりに向けた基本的な考え方

(1) 全庁的な取り組みとして総合的な景観政策の推進

本市の景観は、道路や公園などの公共施設をはじめ、市民の生活の場である住宅、事業活動が営まれている商業施設や工場、生業の場として受け継がれてきた農地や樹林地など、様々な要素をもとに形成されています。

こうした要素を育むことは、中心市街地をはじめとする商業の活性化、観光振興、生業としての農業振興、文化としての祭礼や食文化の伝承等、様々な分野の振興につながります。

こうしたことから、古河市総合計画で定めた都市づくりの目標である「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」を目指し、都市政策や建築政策だけでなく、商工、観光、農政等の産業政策、環境政策、教育政策、文化財政策、福祉政策など多岐にわたることから、全庁的な取り組みとして総合的な景観政策を推進します。

(2) 景観づくりの指針の遵守

本市では、古河市景観計画の策定に併せ、古河市景観まちづくり市民ワークショップ等による主体的な市民の意見をもとに、古河市の景観づくりに対する基本的姿勢、市民、事業者、行政の三者が協働で景観づくりに取り組むための指針となる景観づくりの指針を策定します。

本市で生活を営む市民、事業活動を行う事業者、市及び国等の関係機関は、景観づくりの指針に示された事項を遵守するよう努め、良好な景観舞台づくりを進めなければなりません。

(1) 市民、事業者、市の責務の明確化

① 市民の責務

市民は、自らが良好な生活の舞台となる景観づくりの主役であることを認識し、古河の良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが求められます。

② 事業者の責務

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが求められます。

③ 市の責務

市は、古河市景観条例に定める基本理念にのっとり、国、県等、市民、事業者との適切な役割分担と協働のもと、良好な生活の舞台となる景観づくりを図るための施策を総合的に策定し、実施しなければなりません。

また、施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければなりません。

さらに、良好な景観に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(2) 三者の連携による景観形成の推進

古河市総合計画に示す基本目標の実現に向けて、市民の誰もが誇りや愛着を持てるよう、本市の貴重な自然を生かし、周辺環境と調和した魅力ある景観や歴史、文化を醸し出す街なみづくりを進めていくほか、市民、事業者、行政が一体となって取り組む仕組みや制度づくりを進めていきます。

(1) 表彰制度の創設

生活の舞台となる古河の景観づくりに向けて、景観まちづくりの意識の醸成を図るために、景観形成の活動を行う市民や組織をはじめ、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件、及び物件の所有者、設計者又は施工者等を表彰する制度の創設を進めます。

(2) 市民等への積極的な情報発信

市は、市民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、広報活動、情報提供などを積極的に展開します。

また、今後の景観計画の策定、変更等に際しては、パブリックコメント等を実施し、広く市民等から意見を聴くとともに、景観形成重点地区や景観形成重点路線の追加等にあたっては、地区住民等の意見を反映させるための措置として、地区住民を対象としたワークショップ等を開催するなどの措置を講じるものとします。

(3) 設計業者、建設業者等への情報発信

景観法に基づく景観計画制度を運用する場合には、市全域及び重点地区、重点路線において一定規模以上の建築物の新築等、工作物の新設等を行う際には、建築行為に着手する 30 日前までに景観法に基づく行為の届出を行わなければなりません。

また、景観法に基づく行為の届出以前に、古河市景観条例に基づき建築計画等の内容について、景観担当課と事前に協議（相談）をしなければなりません。

こうした新たな景観行政について、当面は、市民、設計業者、建設業者、宅地建物取引業者等に対し周知を図ることが必要であるため、市公式ホームページや広報古河はもとより、様々な媒体を活用し、積極的な情報発信を行います。

8-4 景観まちづくりを推進する体制の構築

(1) 古河市景観審議会の設置

良好な景観舞台づくりを進めるため、市の付属機関として古河市景観審議会を設置します。

古河市景観審議会は、本市に関わりの深い学識経験者や市民、事業者、国等の関係機関などで構成し、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から景観舞台づくりに取り組んでいけるよう、古河市景観計画や古河市景観条例に定める重要な事項等を調査・審議します。

(2) (仮) 古河市景観アドバイザー制度の創設

景観法及び古河市景観条例に基づく行為の事前協議（相談）制度や届出制度において、古河市景観計画に定める景観形成基準との適合状況に関して、適切な技術的な助言を柔軟に行うために、(仮) 古河市景観アドバイザー制度の創設を進めます。

(3) 古河市都市計画審議会との連携

古河市景観計画の策定・変更にあたっては、景観法第9条第2項に基づき、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨が規定されています。

また、行為の届出対象行為が一定規模を超える開発行為や、重点地区・重点路線については、原則として、全ての建築行為の届出を義務づけるほか、景観行政は土地利用の規制誘導方策とも密接な関わりを有することから、古河市都市計画審議会との役割分担の明確化と連携を図ります。

(4) 古河市環境審議会との連携

古河市景観計画は、景観法第8条第6項に基づき、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画との調和が保たれることが求められることから、古河市環境審議会との連携を図ります。

(5) 国、その他の公共団体、公共的団体への積極的な協力要請

本市は、国、その他の公共団体、公共的団体等の関係機関が行う道路、公園、河川等の整備・改修等の事業をはじめ、公共建築物の建築・改修等についても、良好な景観形成について、積極的に協力を要請するものとします。

(1) 公共建築物における良好な景観形成を図る仕組みづくり

本市には、市役所、図書館、公民館、福祉施設、小・中学校などの市が管理する公共建築物をはじめ、茨城県が管理する保健所や専門学校、高等学校、国が管理する自衛隊施設、税務署、河川事務所等、多数の公共建築物が立地しています。

公共建築物は、一般に規模が大きく、多くの人々に利用され、本市の景観形成に与える影響も大きいことから、先導的に良好な景観形成を図ることが求められています。

これまで学校施設や地域交流センター等の公共建築物の整備に際し、学識経験者に設計監修を依頼するなどし、個別に景観的な配慮事項等を検討してきました。

今後、市の各所管課が公共建築物の新たな整備や改修等を実施しようとする場合において、景観アドバイザーや景観担当課が、公共建築物のデザインに関して事前に協議（相談）を要請できる仕組みを創設します。

また、国や県等の関係機関に対しても、公共建築物の整備や改修等を行う際に、良好な景観舞台づくりに協力を得られるよう、積極的な協力要請を図るものとします。

(2) 景観重要公共施設制度を活用した良好な景観形成

本市には、道路、河川、都市公園等の様々な公共施設が整備されており、これらの公共施設は、建築物や工作物、屋外広告物、森林、農地などともに、本市の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

景観法では、景観計画において景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることで、市や地区の顔となる良好なシンボルロードの整備や公園、河川等の景観整備を市が行いやすくなったり、国や県等の管理者に協力要請を行いやすくなる制度があります。

本市の景観舞台づくりに大きな影響を与える国道や県道、河川等については、国、県等の公共施設管理者の同意を得た上で、良好な景観形成を目指すものとします。

(3) 景観整備事業の推進

これまでポケットパーク整備や電線類地中化事業をはじめ、様々な景観整備を実施してきたことから、これらの良好なストックを景観まちづくりに積極的に活用するとともに、引き続き、計画的に景観整備事業を推進します。

(4) 公募による「通り名」の指定と併せた良好な景観形成

イメージアップと道案内の利便を図るため、市内の幹線道路の通り名称を公募し、指定しています。

こうした通り名の指定と併せた街路樹の整備や道路付帯設備等の景観整備を推進するなどし、良好な景観形成を図ります。

(5) 国等の景観形成ガイドライン等の積極的な活用

近年、国及び関係団体等において、公共事業の実施にあたり景観上配慮すべき事項などを定めた、各種景観形成指針やガイドライン等が策定されています。

これまでの公共事業における景観配慮は、付加価値的に捉えられ、事業計画や設計時において必

要不可欠なものではありませんでした。

しかし、主体的な景観行政を推進する景観行政団体として、公共事業の実施に際しては、こうした既存の景観形成指針やガイドライン等を積極的に活用します。

8-6 既存の景観資源や各種法制度等を活用した良好な生活の舞台づくり

(1) 地域の大切な景観要素を守り、育む

① 文化財保護法等に基づく文化財、天然記念物、史跡等の指定

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、文化財保護法（昭和25年5月30日）により有形文化財、無形文化財、記念物等に分類され、文化財を守り後世に継承する取り組みが行われています。

本市においても、文化財保護法のほか、茨城県文化財保護条例、古河市文化財保護条例に基づき建造物や史跡、天然記念物等を守る取り組みが続けられていることから、文化財保護法等と連携し、地区の中心的な景観要素として大切に守り、育みます。

▼旧飛田家住宅【国指定】



▼篆刻美術館表蔵棟【国指定】



▼旧中山家住宅【県指定】



◆表-古河市内の指定記念物

指定記念物	指定	所在地	樹木名	指定	所在地
東漸寺のボダイジュ	県指定	仁連	楓 樹	市指定	鷹見泉石記念館
峯家のイチイガシ	県指定	恩名	東光寺の椎	市指定	前林
小蓋宮の大ケヤキ	市指定	東三丁目	サワラ	市指定	東山田公園
八幡神社の大イチョウ	市指定	本町二丁目	ナツグミ	市指定	西間中橋
雀神社の大イチョウ	市指定	宮前町			

② 名木・古木の指定

本市には、旧古河市指定の名木・古木や茨城の名木などとして位置づけられた多数の樹木が存在しています。

こうした古木や巨木の多くは、公共空間から見ることができ、地区のランドマークとして、今まで守り伝えられてきた貴重な財産であることから、景観重要樹木制度などの新たな制度を活用するなどし、所有者の合意を得た上で、積極的に保全します。

◆表一茨城の名木（百選）

樹木名	推定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)	所在地	特徴等
小蓋宮の大ケヤキ	600	31	7.3	東三丁目	樹勢は旺盛で四方に枝張りがよく樹形も美しい。
長宮神社のシラカシ	200	25	3.7	諸川	長宮神社の神木であり精力的な巨木である。
香取八幡神社のエノキ	150	20	4.7	谷貝	エノキの樹形は均整がとれ、大樹の歴史と風格を感じさせ、春の芽吹きも見事である。

資料：『茨城の名木・巨樹』（茨城県林業技術センター）

(2) 既存の制度等を活用した良好な景観形成

① 茨城県まちの違反広告物追放推進制度

金融広告や風俗関連広告を中心とした「はり紙」や「立看板」が、一部電柱等の禁止物件に表示されており、条例の目的である美しいまちの景観や自然景観の維持にとって大きな障害となっています。

こうした違反広告物は、市を中心に除却を行っていますが、はがしてもすぐ貼られるような状況であることから、美しいまちの景観や自然景観を守るため、地域の住民の団体（町内会、商店会、防犯協会、PTA、まちづくり団体、NPO等）の方々が自主的に違反広告物の除却を行う「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」を実施しています。

古河市では現在、10の認定ボランティア団体が活動していることから、今後も、こうした団体の協力を得ながら、美しい景観舞台づくりを推進します。

(3) 他法令の諸制度を活用した良好な景観舞台づくり

① 建築協定制度を活用した景観舞台づくりの推進

建築協定は、土地の所有者全員の合意によって、建築基準法等で定められた建築物に対する最低限度の基準に一定の上乗せ基準を設け、市長の認可を受けた上で、土地の所有者が互いにルールを守りあいながら、住宅地としての地区の環境を保全、創出する制度です。

本市では、次の3地区で建築物等に対するルールを定めた協定が締結されており、良好な景観が形成されています。こうした地区の特性を生かした個性ある景観舞台づくりを促進します。

▼鴻巣北ノ内団地地区



▼コモンステージ古河



▼けやき平



② 地区計画制度を活用した良好な景観舞台づくりの促進

地区計画は、都市計画法に基づき住民に身近な地区レベルを対象に、良好な住宅地等の環境を形成するための手法で、それぞれの地区の特性を踏まえた上で、地区住民等の意向を反映しつつ、建築物の用途・形態・意匠等に関する制限をきめ細かに定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模等についても総合的・一体的に計画する制度です。

本市では、古河駅東部地区、旭町一丁目地区、牛谷地区、名崎地区の4地区において地区計画が定められており、この地区内で建築行為を行おうとする場合には、壁面の位置や建築物の形態・意匠、かき、さくの構造等が地区計画の内容に適合しているか、事前に市長に対し届出することが必要となっています。

こうした都市計画法等の制度の活用を促進し、良好な景観舞台づくりを促進します。

8-7 広域景観行政の推進

本市の景観は、市の区域内で完結するものではなく、遠く富士山や日光連山、筑波山への眺望景観をはじめ、利根川や渡良瀬遊水地などの市域を越えて形成される広域的な景観もあり、これらの広域的な景観資源は、周辺自治体とともに一体的に景観誘導を図ることが重要です。

こうしたことから、近隣自治体や茨城県、国等との連携を図りながら広域景観行政を推進します。

資料編

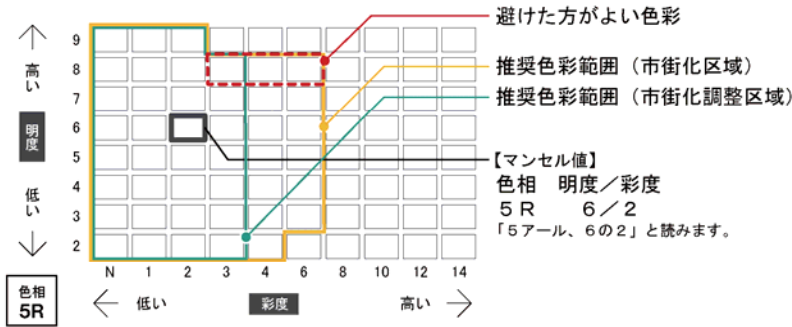
古河市景観計画

参考資料

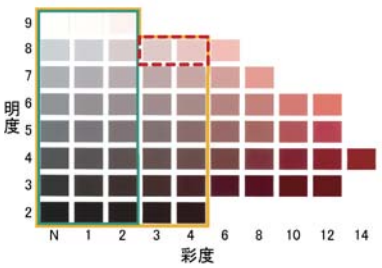
参考資料

(1) 色彩誘導基準のイメージ【市全域（重点地区及び重点路線を除く。）】

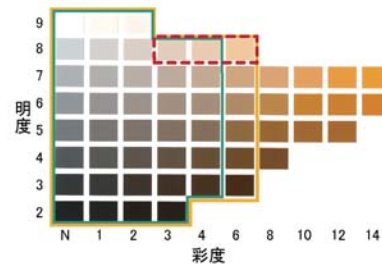
■ 推奨色とマンセル値の見方



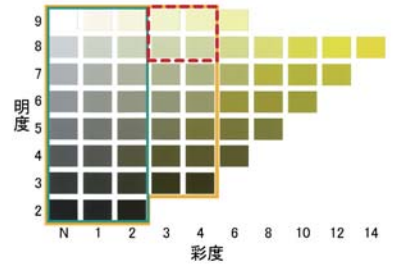
色相:5R



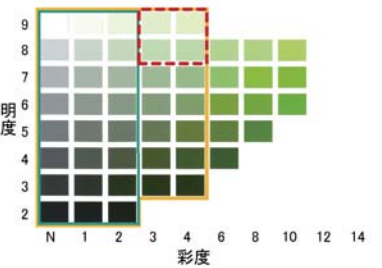
色相:5YR



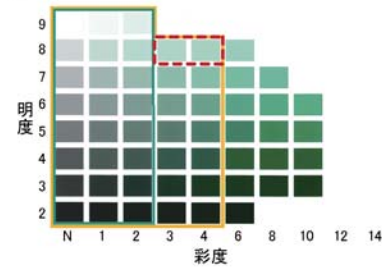
色相:5Y



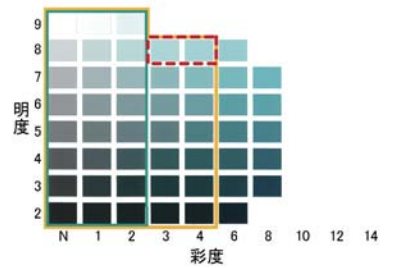
色相:5GY



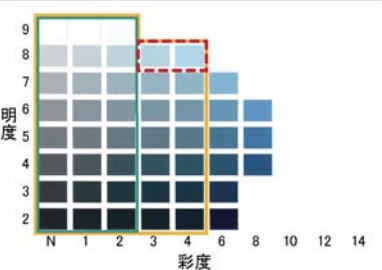
色相:5G



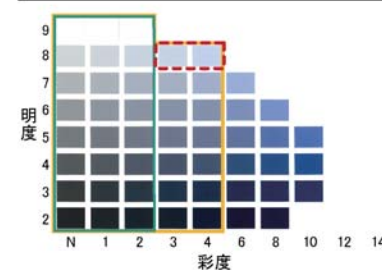
色相:5BG



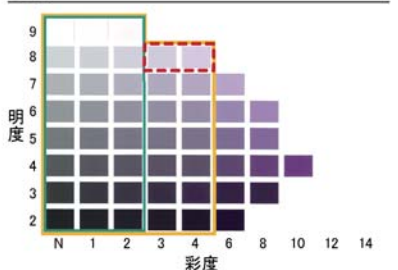
色相:5B



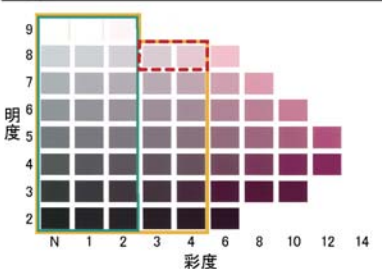
色相:5PB



色相:5P



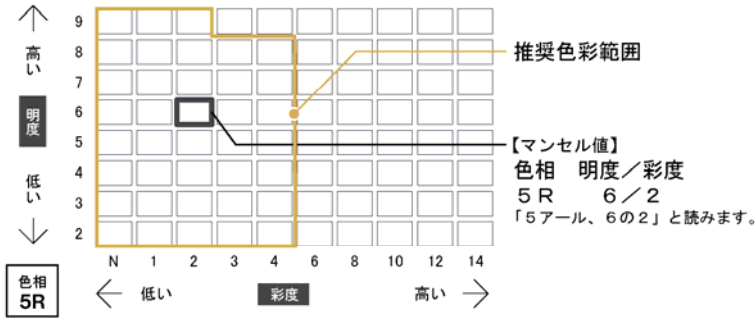
色相:5RP



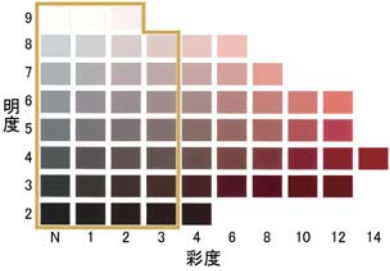
※この色相表は、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。
※ここに示す色相は、各色相の中間となる色相を例示しています。

(2) 色彩誘導基準のイメージ【古河歴史博物館周辺地区（公共施設地区・一般住宅地区）】

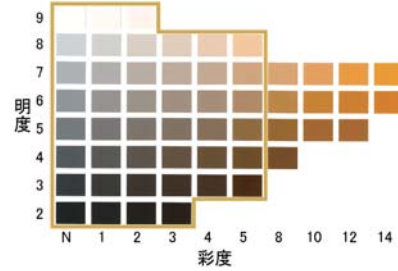
■推奨色とマンセル値の見方



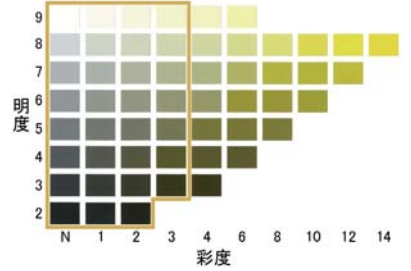
色相:5R



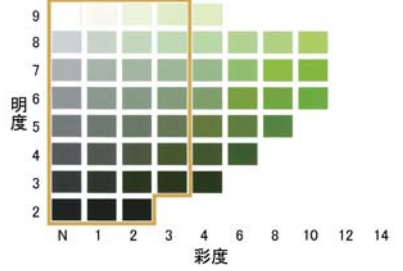
色相:5YR



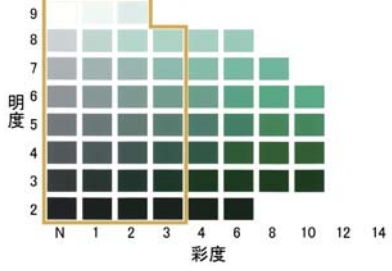
色相:5Y



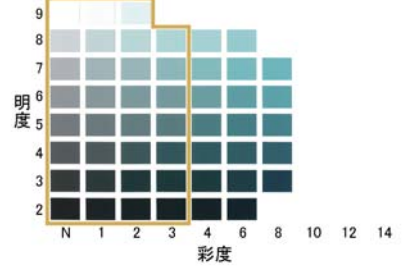
色相:5GY



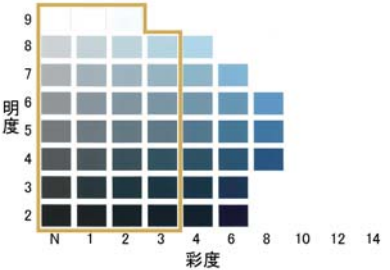
色相:5G



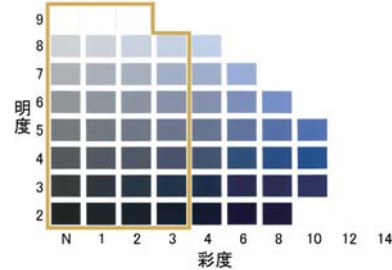
色相:5BG



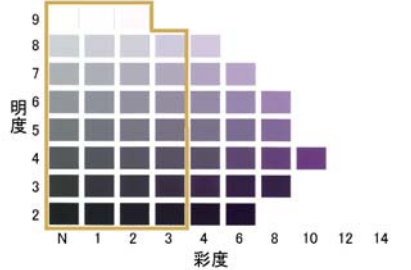
色相:5B



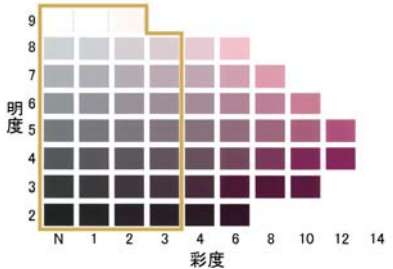
色相:5PB



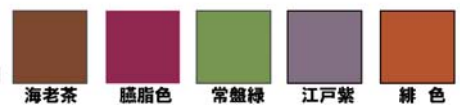
色相:5P



色相:5RP



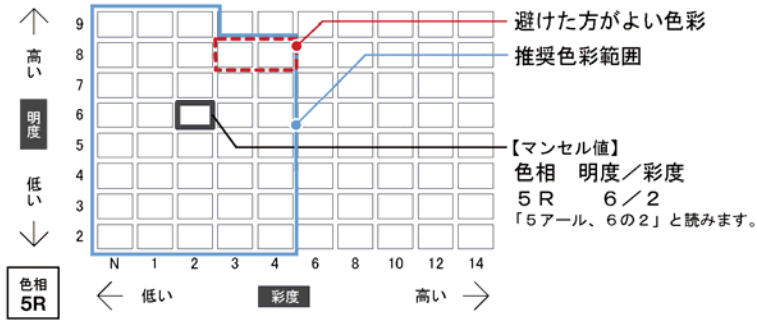
■日本の伝統色例



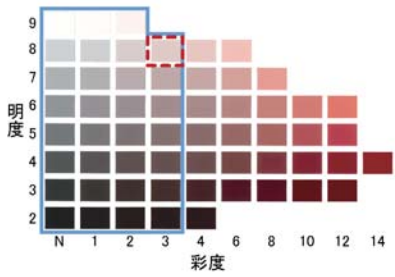
※この色相表は、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。
※ここに示す色相は、各色相の中間となる色相を例示しています。

(3) 色彩誘導基準のイメージ【景観形成重点路線】

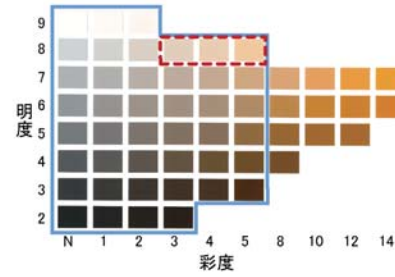
■推奨色とマンセル値の見方



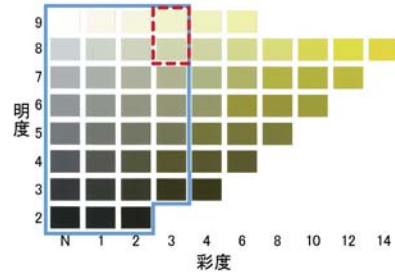
色相:5R



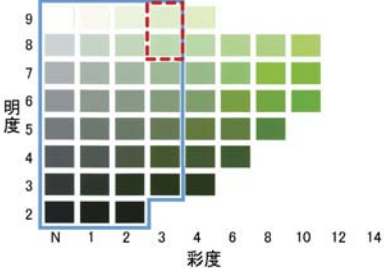
色相:5YR



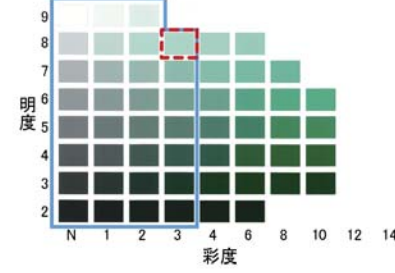
色相:5Y



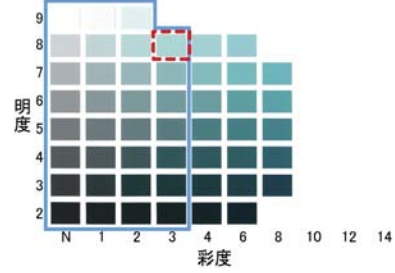
色相:5GY



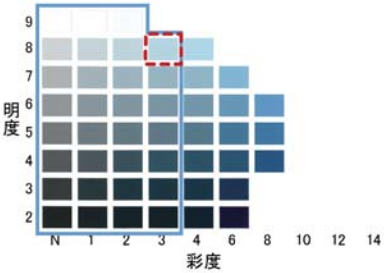
色相:5G



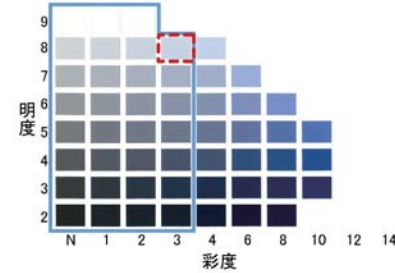
色相:5BG



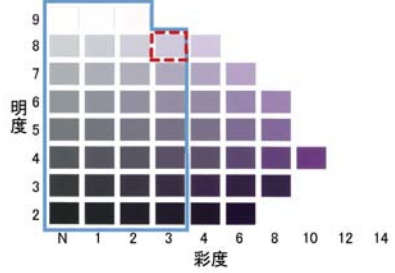
色相:5B



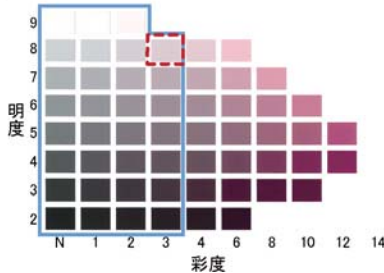
色相:5PB



色相:5P



色相:5RP



※この色相表は、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。
※ここに示す色相は、各色相の中間となる色相を例示しています。

古河市景観計画

平成 26 年 3 月改訂

発行／古河市（都市計画課）

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

電話 0280-92-3111(代表)

市ホームページ <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

編集／**ECO** 株式会社 都市環境計画研究所
